

# 特定非営利活動法人 Delacroix Dog Ranch 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Delacroix Dog Ranch と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県館林市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、動物愛護法に基づき、関東を中心に動物愛護センターに保護・収容された犬・猫の救出を基本として、ペットの命、生活環境を守り、人と動物が共存共栄することを目的とする。保健所に持ち込まれ行政施設で行き場のない犬猫を引き取り、避妊去勢手術・飼育・しつけなどをして、犬猫の飼育希望者に譲渡し、さらには適正飼育を啓発する活動を行う。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ・行政施設等で行き場のない犬猫を引き取り保護・飼育する事業
    - ・行政施設等から引き取った犬猫に不妊手術を施し、新しい飼育者へ譲渡する事業
    - ・新しい飼育者へ譲渡を進めるための譲渡会の開催事業
    - ・避妊去勢手術の普及と犬猫の適正な飼育を啓発する事業
    - ・動物愛護精神の啓発事業
    - ・店舗等への募金箱設置やクラウドファンディングを活用した募金活動
  - (2) その他の事業
    - ・物品販売事業
    - ・通信販売事業
- 2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は徴収しない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属すると認められるとき
- (4) 反社会勢力と密接または特別な関係があると認められるとき
- (5) その他事務局が適当でないと認めるもの

### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

#### (種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

ければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えないければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えない。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

#### (招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (社員の表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(財産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の

認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 53 条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の過半数を以て決し、公益社団法人もしくは公益財団法人または特定非営利活動法人に贈与する。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 9 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 9 年 5 月 31 日までとする。

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	高橋 涼子	理事長
〃	小島 千恵子	副理事長
〃	堀江 万理子	
監事	春日 恵	

# 設立趣旨書

## 1 設立の趣旨

### ■法人の目的

この法人は、動物愛護法に基づき、関東を中心に動物愛護センターに保護・収容された犬・猫の救出を基本として、ペットの命、生活環境を守り、人と動物が共存共栄することを目的とする。保健所に持ち込まれ行政施設で行き場のない犬猫を引き取り、避妊去勢手術・飼育・しつけなどをして、犬猫の飼育希望者に譲渡し、さらには適正飼育を啓発する活動を行う。

### ■法人の事業内容

- ・行政施設等で行き場のない犬猫を引き取り保護・飼育する事業
- ・行政施設等から引き取った犬猫に不妊手術を施し、新しい飼育者へ譲渡する事業  
(行き場のない動物の治療・保護・譲渡・福祉に関わる事業)
- ・避妊去勢手術の普及と犬猫の適正な飼育を啓発する事業
- ・新しい飼育者へ譲渡を進めるための譲渡会の開催事業
- ・動物愛護精神の啓発事業
- ・店舗等への募金箱設置やクラウドファンディングを活用した募金活動
- ・物品販売事業
- ・通信販売事業

## 2 設立申請に至るまでの経過

### ■法人設立の経緯と動機

2020年11月1日より、任意ボランティア団体として活動をしているが、今後譲渡会事業を拡大していく、企業との提携を目指す場合には社会的信用のあるNPO法人である必要があったためNPO法人設立に至った。

2025年 5月 9日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

Delacroix Dog Ranch

設立(代表)者 住所又は居所

[REDACTED]

氏 名

高橋 涼子

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 Delacroix Dog Ranch

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	高橋 涼子		無	理事長
監事	春日 恵		無	
理事	小島 千恵子		無	副理事長
理事	堀江 万理子		無	

### (備考)

- 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者は「無」を記載する。
- 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

# 2025年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 Delacroix Dog Ranch

## 1 事業実施の方針

保健所に持ち込まれ行政施設で行き場のない犬猫を引き取り、避妊去勢手術・飼育・しつけなどをして、犬猫の飼育希望者に譲渡し、さらには適正飼育を啓発する活動を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
犬猫の保護	行政施設等で行き場のない犬猫を引き取り保護する	月 2~4回	群馬県や茨城県等	20人	群馬県、茨城県等
保護犬猫の飼育・譲渡	行政施設等から引き取った犬猫に治療・不妊手術を施し、新しい飼育者へ譲渡する	通年	随時	20人	一般、150人
譲渡会の開催	譲渡会を開催し新しい飼育者への譲渡を進める	月 1~2回	群馬県、東京都等	20人	一般、1,200人
犬猫の適正な飼育を啓発	譲渡会や SNS 発信で適正な飼育方法の啓発を行う	通年	随時	20人	一般、譲渡会来場者、SNS フォロワー

### (2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
物品販売	譲渡会でグッズ販売やバザーを行う	月 1~2回	群馬県、東京都等	20人	一般、500人
通信販売	HP 等でグッズの通信販売を行う	随時	HP 等	5人	一般、100人

## 2025年度 活動予算書

設立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 Delacroix Dog Ranch

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	6,000,000	0	6,000,000
譲渡金	2,000,000	0	2,000,000
2. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
3. 事業収益			
バザー・グッズ収益金		2,000,000	2,000,000
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	8,000,000	2,000,000	10,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
グッズ仕入原価	0	1,100,000	1,100,000
旅費交通費	1,000,000	0	1,000,000
消耗品	60,000	0	60,000
通信費	20,000	0	20,000
郵送費	100,000	0	100,000
会議費	10,000	0	10,000
医療費	5,400,000	0	5,400,000
フード代	1,500,000	0	1,500,000
ペット用品	200,000	0	200,000
資材費	30,000	0	30,000
マイクロチップ登録料	30,000	0	30,000
トリミング・トレーニング	30,000	0	30,000
消耗品費	300,000	0	300,000
雑費	20,000	0	20,000
支払利息	0	0	0
その他経費計	8,700,000	1,100,000	9,800,000
事業費計	8,700,000	1,100,000	9,800,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	50,000	0	50,000
消耗品費	50,000	0	50,000
支払利息	100,000	0	100,000
その他経費計	0	0	0
管理費計	200,000	0	200,000
経常費用計	200,000	0	200,000
当期経常増減額	8,900,000	1,100,000	10,000,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

# 2026年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 Delacroix Dog Ranch

## 1 事業実施の方針

保健所に持ち込まれ行政施設で行き場のない犬猫を引き取り、避妊去勢手術・飼育・しつけなどをして、犬猫の飼育希望者に譲渡し、さらには適正飼育を啓発する活動を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

### (3) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
犬猫の保護	行政施設等で行き場のない犬猫を引き取り保護する	月 2~4回	群馬県や茨城県等	20人	群馬県、茨城県等
保護犬猫の飼育・譲渡	行政施設等から引き取った犬猫に治療・不妊手術を施し、新しい飼育者へ譲渡する	通年	随時	20人	一般、200人
譲渡会の開催	譲渡会を開催し新しい飼育者への譲渡を進める	月 1~2回	群馬県、東京都等	20人	一般、1,500人
犬猫の適正な飼育を啓発	譲渡会や SNS 発信で適正な飼育方法の啓発を行う	通年	随時	20人	一般、譲渡会来場者、SNS フォロワー

### (4) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
物品販売	譲渡会でグッズ販売やバザーを行う	月 1~2回	群馬県、東京都等	20人	一般、600人
通信販売	HP等でグッズの通信販売を行う	随時	HP等	5人	一般、150人

**2026年度 活動予算書**  
 2026年4月1日から2027年3月31日まで  
 特定非営利活動法人 Delacroix Dog Ranch  
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	6,500,000	0	6,500,000
譲渡金	2,200,000	0	2,200,000
2. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
3. 事業収益			
バザー・グッズ収益金		2,000,000	2,000,000
4. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	8,700,000	2,000,000	10,700,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
グッズ仕入原価	0	1,100,000	1,100,000
旅費交通費	1,100,000	0	1,100,000
消耗品	60,000	0	60,000
通信費	20,000	0	20,000
郵送費	100,000	0	100,000
会議費	10,000	0	10,000
医療費	6,000,000	0	6,000,000
フード代	1,500,000	0	1,500,000
ペット用品	200,000	0	200,000
資材費	30,000	0	30,000
マイクロチップ登録料	30,000	0	30,000
トリミング・トレーニング	30,000	0	30,000
消耗品費	300,000	0	300,000
雑費	20,000	0	20,000
支払利息	0	0	0
その他経費計	9,400,000	1,100,000	10,500,000
事業費計	9,400,000	1,100,000	10,500,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	50,000	0	50,000
消耗品費	50,000	0	50,000
支払利息	100,000	0	100,000
その他経費計	0	0	0
管理費計	200,000	0	200,000
経常費用計	200,000	0	200,000
当期経常増減額	9,600,000	1,100,000	10,700,000
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計			0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			0